

第1章 原発事故被害と人間の復興

2014年版で指摘した被害の特徴： 被害の多面性、多重性、総合性

2017年版で指摘した被害の特徴： 政策欠陥による被害拡大

● 無責任の構造

* 事故を起こした責任／緊急時対応のルール（非常時操作マニュアル、緊急時スクリーニング、食品測定、SPEEDI運用など）を守らなかった責任／避難指示の範囲および時期の判断ミス／避難者の実数や実態の把握における不作為／健康調査の不徹底やデータの不透明性など。さまざまな「無責任」が重なって被害を増幅・複雑化させてきた。

● 被害の「不可視化」

* 震災の風化が言われるが、事故は風化しているのではなく、風化させられている。総じて、被害を「不可視化」する構造がある。それは事故の教訓を伝承・継承すべき学校教育・社会教育の場にも及んでいる。

* リスクを過小評価し、「被害は小さい」「被害はない」という決めつけが横行している。

1.1 被害の本質

● 人権侵害としての「ふるさと剥奪」

* 原発事故による被害の本質は人権侵害。さまざまな権利が奪われたまま、限られた選択肢のなかで不本意な妥協を強いられる。被害者は桎梏を感じながら、理解してもらえない状態に置かれる。

* 放射性物質の存在に起因して発生するあらゆる問題が「事故の被害」である。裁判等で賠償を求めることができているのは、広範な被害のほんの一部に過ぎない。

* お金や裁判で回復できない被害をもたらす事故の可能性を否定できないがゆえに、原発の存在それ自体が「人間の尊厳に対する脅威」である。

● ICRPの新勧告（Pub.146）にみられる「既成事実化」

* 「正当化」「最適化」「集合専門知」などの概念の強調により、汚染地域での放射線防護が理想的（理論通り）に実行可能であるとの誤解を招き、事故の存在を既成事実化するもの。

* 居住を続けるための被ばくを「やむを得ない」として住民に受容させるのは不条理。ICRP新勧告はその不条理を「合理的な行動」であるかのように思わせるもの。

1.1 被害の本質（つづき）

● 「原子力防災」の虚構

* 福島原発事故の際、住民の被ばく回避や最小化のための対応措置が（不十分ながらも）可能であったにもかかわらず、意図的にそれが行われなかったり、中央政府の指示で中断されたりした。その経緯の検証、責任の解明、経験の集約と分析はまったく不十分である。

* 事故による大混乱と失敗、違法な隠蔽や不作為は、その後の原子力防災体制の改善にほとんど活かされておらず、各地の防災計画は福島で実際に起きた事態をふまえていない。

* 原発震災がふたたび起これば、住民の被ばくを防ぐことは難しい。大勢の避難者を長期にわたってサポートする仕組みもない。つまり、福島原発事故の被災者の受けた苦しみからの教訓がまったく活かされないことになる。

● 「専門家」のアドバイスが住民の人権侵害になりうる

* 事故後に福島県に赴任した放射線防護の専門家は、放射能汚染を誘因とした社会的、個人的な影響についてその重要性を理解できず、住民の不安に適切に応じることができなかった。

* 専門家は、個人差のある人間に「確率として平準化したリスク」を当てはめることにより「リスクは小さい」との判断を強調した。これは平均より弱い人々や「はずれ値」（例外的な高線量被ばく者など）を防護から切り捨てることを正当化する結果となった。

* 自治体から提供を受けた個人線量データを研究者が不適切に使用した事例があり、その分析結果が住民の被ばくを過小評価し、除染対策や避難政策にまちがった根拠を与える恐れも生じた。

1.2 環境汚染

● 政府は土壌汚染の実態をとらえる責任を放棄

* 政府が2011年におこなった限定的な調査では土壌汚染の広がりの実態が正確に把握されていない。自治体も政府に倣って土壌汚染調査をせず、空間線量の測定しかしていない。

* 除染事業は完了したが「特定復興再生拠点」整備のために更なる無理な除染がおこなわれている。無用な作業被ばく、帰還加速化政策、除染土の再利用など一連の問題がつながっている。

* 福島県外の重大汚染が放置されている。放射能汚染された廃棄物の越境移動や焼却の問題。

● 動植物の汚染、出荷規制のぬけ穴

* 市場に出荷される栽培作物や海水魚では検査体制が整い、政府基準を超えるものはほとんど出なくなっている一方、淡水魚、野生キノコ、山菜、ジビエ肉では汚染が高止まりしており、市場を介さない流通にも歯止めがかかっていない。

* 厚労省が集計する食品検査件数、市民測定による検査件数は、ともに大きく減少。

● 内部被ばく調査の必要性

* ウクライナではチェルノブイリ事故10年後から内部被ばく量が増大した。人々がベリーやきのこ類を再び食べるようになったのが原因。福島原発事故の高濃度汚染地域でもキノコや山菜を食べ始める人が増えている。地域の食文化ゆえ一概に否定できないが、注意を呼びかけるとともに尿検査などによる内部被ばくの実態把握が必要。

1.3 健康影響

● 甲状腺がん

*福島県民健康調査における子どもの甲状腺がん検診には、調査設計、データ集計方法の不適切な変更、統計処理手法、後退する情報公開など、多くの問題がある。

*検査2巡目では被曝量が高い地域ほど発見率も高いので、被ばく影響の可能性はある。しかし、県民健康調査検討委員会は、集計方法を変更することで、この事実を見えなくしてしまった。

*受診率が低下し、学校での集団検診を見直す議論もあるが、被ばく影響は長期に及ぶので、検査体制の強化が必要。

*がん登録データを用いた分析で増加を示す報告もあり、おとなの甲状腺がんにも注意が必要である。

● 作業員への健康影響

*被ばくによるがんで6名が労災認定。また、オンサイト作業員の被ばく量と甲状腺検査の所見ありの割合には正の相関が認められる。

*多重下請による線量把握の不徹底・不正の問題があり、とくにオフサイトの除染作業員では被ばく以外にも劣悪な作業環境などの問題がある。

● 継続的な健康影響把握と支援の必要性

*がん以外の疾病（とくに循環器、呼吸器）の罹患や死亡率など、時間をへて顕在化する健康影響を把握し、患者を支援するための継続的な取組みが必要である。

1.3 健康影響（つづき）

● 精神的苦痛とストレス

- * 震災関連死、震災関連自殺の数は被災3県のなかで福島県が突出して多い。
- * 原発事故避難者にPTSD（心的外傷後ストレス障害）が多くみられる。事故のトラウマ、生活の心配、家族関係の困難、ふるさと喪失、避難者差別など、多くの要因が複合している。
- * 被災地居住者のあいだでも、放射性物質の影響を考えながら暮らすことを強いられ、自然環境の享受も制限されるなどの軋轢が、PTSDリスクを高める要因となっている。

1.4 教育と広報における人権侵害

● 安全神話の流布

- * 事故前は「原子力安全神話」があり、事故後は「放射能安全神話」が流布されてきた。こうした偏った教育・広報が市民の公正な判断力を低下させてきた。
- * 事故前の「安全神話」の証拠ともいえる教材やイベント等の記録が消去され「不可視化」されており、国の教育行政における責任が問われていない。

● 事故の教訓の継承

- * 行政や東京電力が整備した展示施設（コミュタン福島、廃炉資料館、東日本大震災・原子力災害伝承館など）では、事故発生と対応失敗の加害者責任が不可視化され、被害者の立場からの教訓が十分に反映されていない。
- * 伝承館の語り部に対して、事故加害者への批判が禁じられ、語る内容も検閲されるなど、不当な扱いがなされている。

1.5 住民の受苦と不条理

● 被害の不可視化による受苦の増幅

* 避難者の数は当初から公式に把握されてこなかった。また公式統計における「避難者」の定義変更が避難者数を見かけ上、減少させてきた。

* 福島県外の被害・影響も相当大きいにもかかわらず、被害の「低認知」の状況が作為的に押し付けられている。

● 帰還加速政策の無理

* 避難者への支援打ち切りと早期帰還政策により、避難者は不条理な選択を迫られている。一方、避難指示が解除された区域の帰還率は3割に満たず、区域外避難者の多くも避難継続を選んでいる。

* 「人間の復興」ではなく、インフラ設備中心の復興ばかりが進められている。維持費が尽きたときにどうなるかは想定されていない（浜通りの多くの施設もお金が出なくなり、原発立地地域と同じような財政問題が生じる。）

● 奪われたものの適切な評価と賠償の困難

* 東電は原賠審の指針にもとづき賠償基準を定め、被害者からの直接請求に応じているが、金銭評価しやすい被害がもっぱら対象とされている。

* 原発ADRは東電の和解拒否の頻発で機能を失いつつあり、制度改定が求められる。

* 集団訴訟においては、原賠審の指針でカバーされていない損害を認定して賠償を上積みする判決が増えつつある。今後は、指針の見直しが重要な焦点となる。

1.6 市民の抵抗と活路

● 被害当事者・支援者による共助活動

- * 被災地に継続居住する住民（とりわけ子育て世代）への支援、保養活動
- * 避難者（特に母子避難）への情報提供、生活支援、ネットワーク化
- * さまざまなタイプの訴訟支援
- * 避難の長期化にともなう自助共助の限界

● 「不可視の構造」に抗うための調査と発信

- * 市民放射能測定ネットワークによる質の向上、データベース化
- * いまだ知られていない事故直後の危機的状況についての証言記録
- * 福島県外における甲状腺自主検査、ノウハウと情報共有
- * 受け入れ自治体、研究機関、支援組織による各種アンケート調査

● 自治体との共同（共助を公助へ）

- * 市民からの、自主活動の実績をふまえた働きかけによって基礎自治体が動いた事例

● 事故の経験、教訓の継承、市民活動の記録化